

## 【簡便な調整方式（第2方式）による調整後の基準額算出方法】

（第3階層）〈夫婦片働き・年少扶養親族2人の場合で年収約270～360万円〉

市町村民税所得割の額：34,500円に①、②の合計を加えた額以下

①16歳未満の扶養親族の数×21,300円

②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

（第4階層）〈夫婦片働き・年少扶養親族2人の場合で年収約360～680万円〉

市町村民税所得割の額：171,600円に③、④の合計を加えた額以下

③16歳未満の扶養親族の数×19,800円

④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

- ※ 調整する金額（加算額）が異なるのは、住民税における調整控除（市町村分）の影響による。
- ※ 年齢は、前年12月31日（平成27年度であればH26.12.31）現在で計算してください。
- ※ 調整の考え方や基準額は昨年度と同じ。
- ※ 基準額算出方法は、市町村民税所得割課税世帯を対象に、第3階層又は第4階層に該当するか否かを判断するために、扶養親族の数に応じて基準額を引き上げ、引き上げ後の基準額と各世帯の市町村民税所得割の額を比較するものであり、調整の結果、第2階層になるものではありません。

【次ページに早見表があります】

- ※ なお、市町村において、扶養控除の見直し前の市町村民税所得割の額を、上記の計算式による算出方法と比べて、電算システム等により精緻に算出できる場合は、早見表の0人の基準（上限）額（第3階層：34,500円、第4階層：171,600円）で判定することも可とする。  
ただし、算出した扶養控除の見直し前の市町村民税所得割の額が0円となった場合は、国庫補助申請においては、第3階層とする。

## 簡便な調整方式(第2方式)における基準について

【早見表】平成27年度 教育標準時間認定の子ども

### ◆第3階層の場合

19歳未満の扶養親族の数 (H8. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額	利用者負担(円)
	16歳未満 (H11. 1. 2 ~ H26. 12. 31 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H8. 1. 2~H11. 1. 1 生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)	第1子
0人	0人	0人	34,500	—
1人	1人	0人	55,800	16,100
2人	1人	1人	66,900	
	2人	0人	77,100	
3人	1人	2人	78,000	
	2人	1人	88,200	
	3人	0人	98,400	
4人	1人	3人	89,100	
	2人	2人	99,300	
	3人	1人	109,500	
	4人	0人	119,700	
5人	1人	4人	100,200	
	2人	3人	110,400	
	3人	2人	120,600	
	4人	1人	130,800	
	5人	0人	141,000	

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

※年齢は、前年12月31日現在で計算してください。

☐ =モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円)の場合の基準額

### ◆第4階層の場合

19歳未満の扶養親族の数 (H8. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額	利用者負担(円)
	16歳未満 (H11. 1. 2 ~ H26. 12. 31 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H8. 1. 2~H11. 1. 1 生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)	第1子
0人	0人	0人	171,600	—
1人	1人	0人	191,400	20,500
2人	1人	1人	198,600	
	2人	0人	211,200	
3人	1人	2人	205,800	
	2人	1人	218,400	
	3人	0人	231,000	
4人	1人	3人	213,000	
	2人	2人	225,600	
	3人	1人	238,200	
	4人	0人	250,800	
5人	1人	4人	220,200	
	2人	3人	232,800	
	3人	2人	245,400	
	4人	1人	258,000	
	5人	0人	270,600	

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

※年齢は、前年12月31日現在で計算してください。

☐ =モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約680万円)の場合の基準額